

報告第2号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和3年2月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	杉並区西荻北五丁目在住個人	事故日：令和2年8月10日 場 所：杉並区西荻北五丁目 ・庁有車で十字路を右折しようとしたところ、ハンドル操作を誤り、民家の駐車場用バリカーに衝突し破損させた。 (環境部)	235,400円
			令和2年9月16日
2	杉並区桃井三丁目所在団体	事故日：令和2年7月28日 場 所：杉並区荻窪五丁目 ・庁有車で十字路を右折する際、歩行者を避けようとして、民間団体が所有する道路標識に衝突し破損させた。 (杉並保健所)	154,000円
			令和2年10月30日

3	杉並区荻窪 三丁目在住 個人	事故日：令和元年12月19日 場 所：区立すぎのき生活園	2,624,380円
		・利用者の歩行介助をする際、他の利用者の足に接触し、床に強打するかたちで転倒させてしまい、大腿骨頸部を骨折した。 (保健福祉部)	令和2年12月2日
4	杉並区荻窪 五丁目在住 個人	事故日：令和2年7月28日 場 所：杉並区荻窪五丁目	2,022,350円
		・庁有車で十字路を右折する際、歩行者を避けようとして、道路標識に衝突し、倒れた道路標識が、マンションの柵及び壁に損傷を与えた。 (杉並保健所)	令和2年12月17日
5	練馬区石神井町 二丁目所在 法人	事故日：令和2年10月12日 場 所：杉並区荻窪一丁目	317,249円
		・庁有車で、前方から進行してきた車両に道を譲るため、近くの駐車場で待機しようとして後退した際、駐車中の車両に接触し損傷を与えた。 (危機管理室)	令和2年12月28日
6	杉並区善福寺 二丁目在住 個人	事故日：令和2年12月5日 場 所：杉並区善福寺二丁目	2,616円
		・ごみ集積所の近くに置いてあった自転車専用の駐輪スタンドを、誤って不燃ごみとして収集・処分した。 (環境部)	令和3年1月4日